

都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における 建築許可に関する取扱い要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「区域」という。）内における、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による許可にあたり、法第54条の規定によるほか、法の適切かつ円滑な運用を図るため本取扱いを定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにその政令及び省令の定めるものとする。

(許可の方針)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除去することができるものであり、円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがないと認める場合は、その許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が三であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 建築物が区域の内外にわたる場合、区域内の部分を容易に分離できるなど、設計上の配慮がなされていること。

2 前項の規定に関わらず、市長は、都市高速鉄道北大阪急行電鉄南北線延伸線の区域内の建築物で、当該都市計画施設に支障がないと認めるものについては、許可を行うことができる。この場合において、申請者がその計画について施設管理者との事前協議を行い、当該事前協議が終了しているものに限り、許可を行うものとする。

(必要書類)

第4条 前条の規定による許可の申請にあたっては、別記様式、省令の定めるもの及びその他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

- 附 則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 この要綱は、平成27年12月10日から施行する。
附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。